

令和3年度 南クリーンセンター維持管理状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
処分した廃棄物 (単位:トン)	可燃性ごみ	2816.01	4718.26	2781.84	2938.52	3211.05	2774.89	3807.26	2820.20	3489.5	1341.76	2687.91	3489.38
燃焼ガス温度 (炉内にて連続的に測定(800℃以上))	1号炉	-	926	949	939	942	972	952	-	977	994	1004	988
	2号炉	946	968	-	-	972	-	980	967	962	-	982	921
	3号炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集じん機に流入する燃焼ガス温度 (有害ガス除去装置入口にて連続的に測定(概ね200℃以下))	1号炉	-	180	181	181	181	181	182	-	179	180	180	180
	2号炉	180	180	-	-	183	-	183	182	182	-	183	161
	3号炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
排ガス中の一酸化炭素濃度 (誘引送風機入口にて連続的に測定(100ppm以下))	1号炉	-	18	23	21	19	20	17	-	21	16	14	16
	2号炉	17	13	-	-	14	-	19	17	15	-	22	18
	3号炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※燃焼ガス温度・集じん機に流入する燃焼ガス温度・排ガス中の一酸化炭素濃度は連続記録計の月平均値を記載しています。
詳細データにつきましては、南クリーンセンターにおいて閲覧できます。

	1号炉	2号炉	3号炉
冷却設備、排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去を行った年月日	R4.1.15~R4.1.30	R3.8.19~R3.9.7	-
冷却設備	〃	〃	-
排ガス処理設備	〃	〃	-

※冷却設備 : ボイラ設備の除じんはストブロウにより毎日実施
※排ガス処理設備 : ろ過式集じん機の除じんは空気式自動洗浄装置により毎日実施

		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
排ガス中のばい煙量 又はばい煙濃度 (煙突測定孔にて測定) 測定回数: 炉の運転日数が60日を 超えない範囲で1回以上 測定する	1号炉	排ガスを採取した年月日	R3.6.21	R3.8.5	R3.10.4	R4.1.5	R4.3.4
		測定結果の得られた年月日	R3.6.30	R3.8.24	R3.10.12	R4.1.14	R4.3.10
		硫黄酸化物濃度(SOx) (K値)	0.08	0.03	0.02	0.05	0.01
		ばいじん濃度 (g/m3N)	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.0029未満	0.0035未満
		塩化水素濃度(HCl) (mg/m3N)	31	15	15	19	6.1
	窒素酸化物濃度(NOx) (ppm)	90	53	73	73	58	
	2号炉	排ガスを採取した年月日	R3.4.22	R3.8.11	R3.11.30	R4.2.25	
		測定結果の得られた年月日	R3.5.6	R3.8.24	R3.12.10	R4.3.4	
		硫黄酸化物濃度(SOx) (K値)	0.12	0.04	0.04	0.03	
		ばいじん濃度 (g/m3N)	0.0031未満	0.0028未満	0.0027未満	0.0031未満	
		塩化水素濃度(HCl) (mg/m3N)	90	7.6	9.6	27	
	窒素酸化物濃度(NOx) (ppm)	90	85	77	71		
	3号炉	排ガスを採取した年月日					
		測定結果の得られた年月日					
		硫黄酸化物濃度(SOx) (K値)					
ばいじん濃度 (g/m3N)							
塩化水素濃度(HCl) (mg/m3N)							
窒素酸化物濃度(NOx) (ppm)							

ばい煙濃度の排出基準(大気汚染防止法)

硫黄酸化物濃度	K値規制 11.5以下
ばいじん濃度	0.08g/m3N以下
塩化水素濃度	700mg/m3N以下
窒素酸化物濃度	250ppm以下

K値:地域ごとに定める定数

排ガス中の ダイオキシン類濃度 (煙突測定孔にて測定) (測定回数:年1回)	1号炉	排ガスを採取した年月日	R3.5.14
		測定結果の得られた年月日	R3.6.7
		測定結果(ng-TEQ/m3N)	0.096
	2号炉	排ガスを採取した年月日	R3.5.14
		測定結果の得られた年月日	R3.6.7
		測定結果(ng-TEQ/m3N)	0.031
3号炉	排ガスを採取した年月日		
	測定結果の得られた年月日		
	測定結果(ng-TEQ/m3N)		

ダイオキシン類濃度の排出基準(ダイオキシン類対策特別措置法)

ダイオキシン類濃度	1ng-TEQ/m3N以下
-----------	---------------